

県外中学校から本校への入学者選抜手続きについて

川内商工高等学校 教務企画係

本県の入学者選抜にかかる実施要綱、関係書式等は鹿児島県教育委員会ホームページにあります。以下のアドレスからダウンロードし、関係書類等の提出をお願いします。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/koukou/nyushi/r5/koukounyuusi.html>

【掲載サイト】

ホーム＞教育・文化・交流＞学校教育＞入試＞高校・専攻科＞令和7年度高校入試情報

『一般入学者選抜への出願手続き』

1 県外からの志願（「実施要綱」（P8）の6 抜粋）

(1) 県外からの出願手続等

ア 県外からの入学志願者の出願及び出願変更は、2及び3の規定を準用する。この場合において、県外からの入学志願者は、2(5)に定めるもののほか、県外公立高等学校志願についての証明書（様式19）を出願時に提出しなければならない。ただし、様式19に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

イ 県外からの入学志願者で、高等学校の全日制普通科への志願及び一定枠内の学区外入学志願を希望する者は、4に規定するところにより、学区外高等学校入学志願の許可を受けなければならない。

許可を受けるに当たっては、4(2)アに規定する提出書類を令和7年1月6日（月）正午（必着）までに、出身中学校長を経て、次の表の提出先に提出するものとする。

※ 保護者の転勤に伴いやむを得ずこの期間を過ぎてから手続が必要となった場合は、4(5)の例により、申請することができる。

(2) 入学願書の請求

入学願書は、志願先高等学校長に直接請求するものとする。なお、請求に関し、返信用封筒の大きさ、送料等については、当該志願先高等学校の指示に従うものとする。

（(1)イ項について、本校は対象外）

2 出願資格

- (1) 令和7年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業し、又は修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

3 出願

- (1) 出願期間：令和7年2月6日（木）から2月13日（木）正午（必着）までとする。
- (2) 入学願書の提出：入学願書の提出は、1人1校1学科に限る。ただし、本校は学科併願による募集を行っているので、第3志望学科まで記入してもよい。
- (3) 出願手続
 - ア 入学志願者は、出身中学校長を経て、志願先学校長に入学願書を提出し、「受検票」の交付を受ける。
(入学願書は、志願先高等学校が様式1に基づき作成したものをを用いること。)
 - イ 入学願書には、入学検定料として願書右上肩に2,200円分（全日制課程の場合）の鹿児島県の収入証紙と写真【(縦4cm, 横3cm) (裏に氏名と中学校名を明記する)】を貼付する。なお、県立高等学校への入学志願者で東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。
 - ウ 出身中学校長は、志願先学校長に、入学願書、一般入学者選抜出願者総括表（様式2-1）、調査書（様式4-1又は4-2）、県外公立高等学校志願についての証明書（様式19）を出願期間内に提出する。なお、高等学校における受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとするので、留意すること。
※ 入学願書の最下位に印刷してある『中学校名』、『中学校長名』には必ず記入すること。
 - エ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、出願手続と同時にその旨を志願先高等学校長に申し出る。
 - オ 入学志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については自己申告書（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及び保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入すること。
 - カ 高等学校長は、入学願書を受付けた場合は、学力検査受検票を志願者に交付する。

4 出願変更

- (1) 出願変更期間：令和7年2月17日（月）から2月21日（金）正午（必着）までとする。
- (2) 入学志願の変更を希望する者は、出身中学校長及び志願先高等学校長の承認を得て、出願変更することができる。ただし、出願変更については、次の制限があるものとする。
 - ア 出願変更できるのは、3の(1)の出願期間に出願した者に限る。
 - イ 出願変更は、同一人について1回しか認めない。（同一校内の学科変更や第2、第3志望の追加・変更を含む）
- (3) 出願変更手続
 - ア 出身中学校長は、入学志願の変更を希望する者の入学志願変更願（様式3）及びすでに交付されている受検票を変更前高等学校長に提出する。
 - イ 変更前高等学校長は、出身中学校長から提出された入学志願変更願が適正であることを確認して、これを受理し、出身中学校長に返却する。この際、受検票は回収する。
 - ウ 出身中学校長は、変更を承認された者の入学志願変更願（様式3、受理証明済）及び変更先高等学校の入学願書に顔写真【(縦4cm, 横3cm) (裏に氏名と中学校名を明記する)】を貼付したものと、これに基づく一般入学者選抜出願者総括表（様式2-1）、調査書（様式4-1又は4-2）を変更先高等学校長に提出する。第2志望以下の加除修正による出願変更の場合は、入学志願変更願（様式3）及び入学願書のみ提出することもできる。なお、高等学校における受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとするので、留意すること。

- ※ 入学願書の最下位に印刷してある『中学校名』、『中学校長名』には必ず記入すること。
- エ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、出願変更手続と同時にその旨を変更先高等学校長に申し出る。
- オ 入学志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については自己申告書（様式20）を出身中学校長を経て、変更先高等学校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及び保護者が記入し封をして、封筒の表に中学校名、本人氏名を記入すること。
- カ 出願変更にあたっては、入学検定料の納入は必要としない。ただし、県立高等学校（定時制）及び市立高等学校から県立高等学校（全日制）への出願変更に伴い、入学検定料の不足分が生じた場合は、不足額相当分の鹿児島県の収入証紙を入学願書に貼付すること。なお、県立高等学校（全日制）から県立高等学校（定時制）及び市立高等学校への出願変更により生じた入学検定料の差額については返還しない。
- キ 高等学校長は、入学願書を受付けた場合は、学力検査受検票を志願者に交付する。

『推薦入学者選抜への出願手続き』

1 県外からの志願（「実施要綱」（P17）の5 抜粋）

(1) 県外からの出願手続等

ア 県外からの入学志願者は、自己推薦方式においてのみ、次に該当する高等学校に志願することができる。

- (ア) 募集定員が120人以下の高等学校の普通科
- (イ) 熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科
- (ウ) 専門教育を主とする学科
- (エ) 総合学科

イ 県外からの入学志願者は、4(4)アに定めるもののほか、県外公立高等学校志願についての証明書（様式19）を出願時に提出しなければならない。ただし、様式19に準じたものであれば、各都道府県、各市町村教育委員会等が定める書類をもってこれに代えることができる。

(2) 入学願書の請求

入学願書は、志願先高等学校長に直接請求するものとする。なお、請求に関し、返信用封筒の大きさ、送料等については、当該志願先高等学校の指示に従うものとする。

（(1) ア項について、本校は(ウ)に該当）

2 出願資格

県外からの入学志願者は、自己推薦方式においてのみ、出願することができる。自己推薦方式により出願できる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 次の要件を満たす者

- ア 令和7年3月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業し、又は修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

- (2) 志願先高等学校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該学科で学ぶ意欲を持つ者
- (3) 次のアからオに加え、志願先高等学校が定める出願資格の要件を満たす者
- ア 当該学科を志願する動機や理由が適切であると認められる者
 - イ 当該学科に入学する意思が確実であると認められる者
 - ウ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有する者
 - エ 当該学科の教育を受けるにふさわしい学業成績である者
 - オ 生徒会活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動等の中のいずれかにおいて優れた資質や実績を有する者又は特定の教科において優れた能力を有する者

3 出願

- (1) 出願期間：令和7年1月21日（火）から1月27日（月）正午（必着）までとする。
- (2) 入学願書の提出：入学願書の提出は、1人1校1学科に限る。
- (3) 出願手続
- ア 入学志願者は、出身中学校長を経て、志願先学校長に入学願書を提出し、「受検票」の交付を受ける。
(入学願書は、志願先高等学校が様式1に基づき作成したものをを用いること。)
 - イ 入学願書には、入学検定料として願書右上肩に2,200円分（全日制課程の場合）の鹿児島県の収入証紙と写真【(縦4cm, 横3cm) (裏に氏名と中学校名を明記する)】を貼付する。なお、県立高等学校への入学志願者で東日本大震災、熊本地震、能登半島地震の被災地域の者は、入学検定料を免除する。
 - ウ 出身中学校長は、志願先学校長に、推薦入学願書（自己推薦用）、推薦入学者選抜出願者総括表（様式2-2）、調査書（様式4-1又は4-2）、志望理由書（様式10-2）、自己推薦調査書（本校様式）、県外公立高等学校志願についての証明書（様式19）を出願期間内に提出する。なお、高等学校における
受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとするので、留意すること。
※ 入学願書の最下位に印刷してある『中学校名』、『中学校長名』には必ず記入すること。
※ 志望理由書、自己推薦調査書は入学志願者本人が記入し、出身中学校長が提出すること。
 - エ 出身中学校長は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする入学志願者がいる場合は、出願手続と同時にその旨を志願先高等学校長に申し出る。
 - オ 入学志願者のうち、特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については自己申告書（様式20）を出身中学校長を経て、志願先高等学校長に提出することができる。なお、自己申告書は入学志願者及び保護者が記入し、封をして封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入すること。
 - カ 高等学校長は、入学願書を受付けた場合は、受検票を志願者に交付する。

『入学願書，学力検査受検票の郵送について』

入学願書等（募集要項含む）の請求を郵送で希望する場合は，返信用の封筒（郵送料金に相当する切手貼付，郵便番号，あて名を明記）を添えて請求してください。なお，受検票の交付に関する返信用封筒についても同様をお願いします。

願書請求，出願，受検票送付は簡易書留以上での取扱いとし，受付期間（必着）にご注意ください。

1 入学願書等請求について

封筒サイズ：角2号（240mm×332mm）

A4サイズの願書が入る封筒（郵送料金に相当する切手貼付，郵便番号，あて名を明記）

(1) 入学願書等郵送切手代の目安（第1種定形外《普通郵便》）

1～2部 …… 140 円

3～5部 …… 180 円

6～9部 …… 270 円

(2) ①書 留 …… 480 円 ②簡易書留 …… 350 円

(3) 上記(1)+(2)の料金に相当する切手を貼ってください。

※ 例 3部を簡易書留で郵送希望の場合 → 180 円+350 円=530 円の切手を貼付

2 学力検査受検票送付について

封筒サイズ：定形 長形3号（120mm×235mm）

受検票が入る封筒（郵送料金に相当する切手貼付，郵便番号，あて名を明記）

受検票郵送切手代の目安（簡易書留料金含む）…… 460 円

3 鹿児島県の収入証紙について

収入証紙についての購入方法は本校へ問い合わせください。

4 不明な点や，ご質問等ありましたら，下記問合せ先へ連絡してください。

宛先： 〒895-0012 鹿児島県薩摩川内市平佐町 1835 番地
鹿児島県立川内商工高等学校長 行

問合せ先：教頭 又は 教務企画係
電 話：0996-25-2554
F a x：0996-25-1018





